

個人情報・機密情報の保護・保持に関する誓約書

弊社は貴社より委託された業務（以下「本業務」という）において、資料、情報、物品等に含まれる、個人情報・機密情報（以下、総じて「秘密事項」という）の取扱いに関し、下記事項を遵守し、万全のセキュリティー体制で、お喜びいただけるサービスをご提供することを誓約致します。

第一条 定義

1. 本誓約書において、秘密事項とは、次の各号の一に該当するものとします。
本業務の為に貴社から弊社へ提出される顧客リスト、内容物、これに類する関係書類等。
弊社が本業務を行う過程で知り得た貴社の業務に関する一切の事項。
2. 前一条一項の秘密事項には、下記のものを含みません。
貴社から提供された時、既に一般に公知となっている事項及びその後、弊社の責に帰すべき事由によらずに、刊行物、その他により公知となった事項。
貴社から提供される以前に既に弊社が所有していた事を証明できる事項。
貴社以外の第三者から弊社が機密保持義務なく適法に取得した事項。

第二条 秘密保持の取扱い

1. 弊社は第一条の秘密事項を本業務に限り利用し、他の目的には一切使用しないものとし、本業務の履行中はもとよりその履行後も貴社事前の文書による承諾なしに、貴社以外の第三者及び弊社本業務関係者以外の者に提供・開示いたしません。
2. 貴社より秘密事項を受領した際は、それらについて取扱責任者を定め、厳重に管理するとともに貴社から返却を求められたものについては遅滞なく返却致します。
3. 貴社から要求があれば、弊社は直ちに全ての秘密事項を貴社に返還します。
4. 貴社から提供を受けた秘密事項について貴社の承諾なしに一切複写は致しません。
又、業務完了後一切弊社に保管しないことと致します。
5. 秘密事項が弊社の責に帰すべき事由により第三者に開示または漏洩されたことに起因して、貴社が損害を被った場合、その賠償責任を弊社が負うものとします。弊社の責に帰すべき事由によらない場合でも、貴社の損害拡大防止の為に最大限のご協力をさせていただきます。

第三条 協議解決

本誓約書に記載のない事項及び疑義を生じた事項については、その都度両者で協議の上、定めるものとします。

第四条 本誓約書の有効期限

本誓約書は、本件に係る業務契約が終了するまで有効なものとします。

以上

横浜市青葉区荏田町 1474-4

株式会社 シェンボ